

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件
国側当事者・国(麹町税務署長)
平成20年11月27日一部認容・控訴

判 示 事 項

- (1) 私法上の法律行為と租税法の関係
- (2) 本件E L C再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約等によって原告会社らが行った法律上の行為には経済的な合理性があり、これらが専ら租税回避等の目的で外形を作出したものにすぎないと認めることは到底できないのであるから、本件においては、原告会社らが行った法律行為に従った法的効果が生じると解すべきであるとされた事例
- (3) 本件E L C再保険契約の再保険料名目で支出した金員のうちのE A B繰入額相当部分の損金該当額は、本件ファイナイト再保険料のE A B繰入額の損金該当性の判断に従うべきであるとの課税庁の主張が、本件E L C再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約を中心とする一連のスキームは、原告会社が、保険事故が生じた場合にグループ会社を含めて単年度決算収支の著しい悪化を回避しつつ、利益を最大にすることを目的として採用したものとして十分に経済的な合理性が認められるのであるから、そもそも本件ファイナイト再保険契約とは、全く異なる当事者間における全く異なる内容の契約である本件E L C再保険契約に基づいて原告会社が支払った金員の損金該当性について、本件ファイナイト再保険契約に基づいて支出された金員の損金該当性と全く同一に判断しなければならない理由はないとして排斥された事例
- (4) 原告会社は、税金のかからない「第2の異常危険準備金」の創設という目的を達成するため、アイルランド子会社をあえて介在させて本件各契約を行ったものであり、経済取引としての合理性が認められないとの課税庁の主張が、原告会社が、アイルランド子会社に本件ファイナイト再保険契約を締結させたのは、ファイナイト型再保険契約は、日本では会計処理ないし税務上保険として扱われるかどうか不明確であったが、アイルランドでは保険として扱われていたことから、保険事故発生の際にファイナイト型再保険契約に基づいてアイルランド子会社が受領する保険金を収益として扱うことができ、それゆえにアイルランド子会社の単年度決算収支及び原告会社グループ会社の単年度連結決算収支が著しく悪化することを避けるという経済的合理性のある目的を達成するためであったと認められるのであって、専ら租税を回避する目的で行ったものと解することはできないとして排斥された事例
- (5) 本件E L C再保険契約に基づきアイルランド子会社に支払った掛捨ての再保険料は経費に該当し、その全額が損金の額に算入されると解すべきであり、また、本件ファイナイト再保険契約におけるE A B加算額が、当該契約の当事者ではない原告会社の益金に該当するということはないと解すべきであるから、課税庁が原告会社に対して行った更正処分は違法であるとされた事例
- (6) 原告会社が本件E L C再保険料のうちのE A B繰入額相当部分が支払再保険料であるかのように装って損金の額に算入し、また、E A B加算額相当額を運用収益に計上せずに確定申告したことが、国税通則法68条1項(重加算税)所定の「隠ぺい」又は「仮装」に当たるとしてされた重加算税賦課決定処分は違法であるとされた事例
- (7) 国税通則法70条5項(国税の更正、決定等の期間制限)の「偽りその他の不正の行為」があつ

たとは認められないから、3年の除斥期間が経過した後にされた過少申告加算税賦課決定処分は違法であるとされた事例

判 決 要 旨

- (1) 租税法は、経済活動ないし経済現象を課税の対象としているところ、経済活動ないし経済現象は、第一次的には私法によって規律されているものであり、租税法律主義の目的である法的安定性を確保するためには、課税は、原則として私法上の法律関係に即して行われるべきことになることと解される。もとより、税負担を回避ないし軽減することを目的として行われる行為が、たとえば偽装行為であったり通謀虚偽表示であって、外形上存在するようにみえる意思の合致が実際には存在しないと判断されるような場合などには、その行為が不存在又は無効であることを前提として課税が行われるべきであり、そのような場合には、税負担の回避ないし軽減の効果は生じないことになる。
- (2)～(7) 省略

判 決	
原告	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	根岸 重治
同	米田 隆
同	手塚 裕之
同	太田 洋
同	錦織 康高
同	尾崎 恒康
同	弘中 聡浩
同	手塚 崇史
同	福田 匠
同	大槻 由昭
同	中原 千繪
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	麴町税務署長 小松 則男
被告指定代理人	保木本 正樹
同	木崎 弘之
同	三上 寛治
同	松本 宜之
同	堀田 秀一
同	雨宮 恒夫
同	大日方 正枝
同	渡邊 勲
同	佐藤 宣弘
同	大西 公彦

主 文

- 1 処分行政庁が平成15年5月27日付で原告に対してした、平成9年4月1日から平成10年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額1154億8036万1358円及び納付すべき税額363億1523万2300円を超える部分並びに上記事業年度の法人税に係る重加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 処分行政庁が平成15年5月27日付で原告に対してした、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額1470億1509万7128円及び納付すべき税額427億7543万3900円を超える部分並びに上記事業年度の法人税に係る重加算税賦課決定処分及び過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 処分行政庁が平成15年5月27日付で原告に対してした、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち欠損金額85億5366万4672円及び翌期に繰り越す欠損金額85億5366万4672円を超える部分を取り消す。
- 4 処分行政庁が平成15年5月27日付で原告に対してした、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額257億5702万8448円及び納付すべき税額5億7887万4800円を超える部分並びに上記事業年度の法人税に係る重加算税賦課決定処分の全部及び過少申告加算税賦課決定処分のうち159万円を超える部分をいずれも取り消す。
- 5 原告のその他の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 主文第1項、第2項と同じ
- 2 処分行政庁が平成15年5月27日付で原告に対してした、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち欠損金額85億7994万4994円及び翌期に繰り越す欠損金額85億7994万4994円を超える部分を取り消す。
- 3 処分行政庁が平成15年5月27日付で原告に対してした、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額257億0400万8082円及び法人税額5億6296万8800円を超える部分並びに上記事業年度の重加算税賦課決定処分及び過少申告加算税をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、損害保険業等を営む原告が、その海外子会社との間で締結した再保険契約に基づき支払った再保険料を損金の額に算入して法人税の確定申告を行ったところ、処分行政庁が、上記再保険料には預け金に当たる部分があるとして当該部分を損金の額に算入することを認めず、また、預け金に係る運用収益が益金の額に計上されていないとして更正処分をし、原告が預け金部分を上記再保険契約に基づく再保険料であるかのように装って損金の額に算入し、預け金に係る運用収益を益金の額に計上しなかったことが、国税通則法

68条1項所定の「隠ぺい」又は「仮装」に当たるとして重加算税賦課決定処分をし、過少申告加算税賦課決定処分をしたことから、原告がこれらの各処分の取消しを求めた事案である。

1 争いのない事実等（証拠等により容易に認められる事実については、各項末尾に証拠等を掲記した。）

(1) 原告（旧商号はB株式会社。平成16年10月1日に同社とC株式が合併して現商号に変更された。本判決では、合併前後を通じて「原告」という。）は損害保険業等を営む株式会社である。

(2) E（旧商号はE。平成11年10月に現商号に変更）は、アイルランドにおいて平成8年12月に設立された、原告が100パーセントを出資する子会社である（以下「アイルランド子会社」という。）。同社は、原告及び原告グループ会社から再保険契約の引受けを行っている。（甲17、乙6）

(3) 原告は、[REDACTED]までに、アイルランド子会社並びに [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]（以下「本件再保険会社4社」という。）との間で、それぞれ原告を出再者（再保険契約における被保険者をいう。以下同じ。）、アイルランド子会社及び本件再保険会社4社を受再者（再保険契約における保険者をいう。以下同じ）とし、原告が引き受けた日本国内における地震、津波、火山性噴火に係る危険等による損害を再保険の対象とし、年間保険料をアイルランド子会社及び本件再保険会社4社の合計で [REDACTED]（アイルランド子会社との間は [REDACTED]
[REDACTED]）のいわゆる掛捨て型保険契約として、別紙1の内容のWorldwide Earthquake Excess of Loss Treaty（以下、「ELC再保険契約」という。なお、原告とアイルランド子会社との間で締結されたELC再保険契約を「本件ELC再保険契約」という。）を締結した。（甲4の1、2、弁論の全趣旨）

(4) アイルランド子会社は、[REDACTED]までに、[REDACTED]及び [REDACTED]
[REDACTED]（以下両社を合わせて「[REDACTED]」という。）との間で、それぞれアイルランド子会社を出再者、[REDACTED]を受再者とし、アイルランド子会社が受再者となった再保険契約で本件ELC再保険契約など [REDACTED]が承認したものを再保険の対象とし、年間保険料を合計で [REDACTED]として、別紙2の内容のファイナイト（Finite）型再保険契約（契約の正式名称はMISCELLANEOUS CAT XL Treaty。以下、「本件ファイナイト再保険契約」という。）を締結した。（甲5の1ないし3、甲6の1ないし3）

本件ファイナイト再保険契約には、別紙2記載のとおり、成績勘定残高（EAB）に関する取り決めがあり、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED] (甲5の1ないし3、甲6の1ないし3)

- 原告は、アイルランド子会社に対し、本件E L C再保険契約に基づく再保険料（以下「本件E L C再保険料」という。）として、平成9年4月1日から平成10年3月31日まで、平成10年4月1日から平成11年3月31日まで、平成11年4月1日から平成12年3月31日まで及び平成12年4月1日から平成13年3月31日までの各事業年度（以下、上記各事業年度を、順に、「平成10年3月期」、「平成11年3月期」、「平成12年3月期」及び「平成13年3月期」という。）に、それぞれ年額[]を支払い、平成10年3月期には同額を、平成11年3月期及び平成12年3月期には[]を、平成13年3月期には[]を損金の額に算入し、別表「本件各処分に関する経緯」中の各事業年度の「確定申告」欄の所得金額、納付すべき税額又は翌期へ繰り越す欠損金額を記載した確定申告書を申告期限内に税務署長に提出した。（弁論の全趣旨）
- 処分行政庁は、平成15年5月27日付けで、原告に対し、各事業年度の法人税の更正処分をし、また、平成10年3月期の法人税に係る重加算税賦課決定処分を、平成11年3月期及び平成13年3月期の各法人税に係る重加算税賦課決定処分及び過少申告加算税賦課決定処分をした。更正処分の内容は、別表「本件各処分に関する経緯」中の平成10年3月期、平成11年3月期及び平成13年3月期の「更正処分等5」欄の所得金額、納付すべき税額並びに平成12年3月期の「更正処分等5」欄の所得金額、翌期へ繰り越す欠損金額のとおりであり、また、重加算税賦課決定処分及び過少申告加算税賦課決定処分の内容は、上記別表中の平成10年3月期、平成11年3月期及び平成13年3月期の「更正処分等5」欄の加算税額のとおりである。
- 被告が、前記(6)記載の各処分の理由として主張する内容は別紙3記載のとおりである。すなわち、被告は、各事業年度に、原告がアイルランド子会社に対する支払再保険料であるとして損金の額に算入した額のうち、本件ファイナイト再保険契約のE A B繰入額に相当する[]は、預け金であるから損金に算入することはできず、また、同預け金の運用収益に相当する本件ファイナイト再保険契約のE A B加算額に相当する額は、原告の益金であるとして原告に対し更正処分をした。

2 争点

- ） 本件ＥＬＣ再保険料のうち、本件ファイナイト再保険契約のＥＡＢ繰入額に相当する部分（以下「ＥＡＢ繰入額相当部分」という。）の損金該当性及びＥＡＢ加算額相当額の益金該当性
- ） 重加算税賦課決定処分の適法性
- ） 過少申告加算税賦課決定処分の適法性

3 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1) (本件E L C再保険料のうちのE A B繰入額相当部分の損金該当性及びE A B加算額相当額の益金該当性) について

(被告の主張)

ア アイルランド子会社は、本件ファイナイト再保険契約の締結によって、保険事故が発生した場合でも発生しなかった場合でも、受領時期は異なるものの、[REDACTED]からE A B繰入額を受領することになるものであり、本件ファイナイト再保険契約に係る再保険料のうち、E A B繰入額の性質は預け金であって、損金に該当しない。また、E A B繰入額の運用収益に当たるE A B加算額は、益金に該当する。

イ 原告は、アイルランド子会社との間で本件E L C再保険契約を締結したが、原告は、利益の平準化、税負担の繰延べ・回避、第2の異常準備金の創設という目的を達成するための一連の計画として、相互に密接に関連した不可分一体のものとして本件E L C再保険契約と本件ファイナイト再保険契約を企図し実行したものであり、アイルランド子会社は、原告がファイナイト再保険契約を直接に締結せずに、メリットを享受するための「受け皿」あるいは「導管」にほかならないから、原告が本件E L C再保険契約の再保険料名目でアイルランド子会社に支出した金員のうちのE A B繰入額相当部分については、本件ファイナイト再保険料のE A B繰入額についての損金・益金性の判断と同じに扱われるべきことになる。

ウ すなわち、原告は、アイルランド子会社に対し、本件E L C再保険契約の再保険料の名目で金員を支払って損金に計上するとともに、そのうちのE A B繰入額相当部分の金員を、本件ファイナイト再保険契約を利用してアイルランド子会社が[REDACTED]から受領し、これをアイルランド子会社にファンドとして積み立てさせると共に、原告は、本件E L C再保険契約の締結の際に、アイルランド子会社との間で、このファンド部分の金員は、原告が選択する適宜の時期に、適宜の金額を原告に返還する旨の合意（以下「本件返還合意」という。）をすることで、たとえば収益が減少した年度に原告に還流させるなどして原告の利益を平準化し、税負担の繰延べ・回避を図り、法定の異常危険準備金以外に、原告の判断によって自由に積み立て、自由に取り崩すことができる第2の異常危険準備金を創設したものである。

エ したがって、原告がアイルランド子会社に支払った本件E L C再保険契約に基づく再保険料のうち、本件ファイナイト再保険契約のE A B繰入額相当部分は預け金であるから損金に該当せず、また、E A B繰入額相当部分に係る運用収益であるE A B加算額相当額は、原告の益金に該当する。

(原告の主張)

ア 原告は、企業向け地震保険（主に企業向け火災保険に地震危険担保特約を付帯する保険であり、地震、津波及び火山の噴火に係る危険による建物等の構築物及びその収容物等の損害を補償の対象とするもの）の引受けを開始するに当たり、地震リスクは、短期的にはその発生が不確実であり、他方で、そのリスクが現実化すれば巨額の損失額が生じ得ることから、そのリスクを種々の方法で分散することにより、原告の単年度決算収支の著しい悪化を避け、原告グループ会社で中長期的にリスク

を保有すると共に、収益獲得の機会を最大限にするように策定したものであって、租税回避等の目的で行われたものではない。

イ 原告は自社で地震リスクに対応できる[]を超える損害で、[]までの[]分の損害について、掛捨て型の再保険契約であるE L C再保険契約を締結することによって、完全に保険リスクをアイルランド子会社及び本件再保険会社4社に移転し、原告単体としての決算収支の著しい悪化を避けて平準化を図ることとした。そして、それだけでは大規模地震の発生によって、本件E L C再保険契約に基づく保険金をアイルランド子会社が支払うことにより、アイルランド子会社が債務超過となるおそれがあり、そうすると原告グループ会社の連結決算収支が著しく悪化することになりかねないことから、それを避けるために、原告グループ会社外の再保険会社との間で本件ファイナイト再保険契約を締結することにした。すなわち、本件ファイナイト再保険契約につき、保険として会計処理することが認められれば、保険事故が発生した場合には、保険金を収益として計上することによって原告グループ会社の連結決算収支の著しい悪化を防ぐことができる。そして、他方で、本件ファイナイト再保険契約の場合は、保険事故発生の有無に応じて保険料の事後調整が行われることから、保険リスクのうち、時間リスクは[]に[]に移転するものの、引受リスクの移転は一定限度に止まることから利益獲得を極大化できる。このようなことから本件E L C再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約が締結されたのであって、これらの各契約は私的経済取引として合理性があり、租税回避、繰延べの目的で行われたものではない。

ウ なお、原告とアイルランド子会社が、本件E L C再保険契約の締結の際に、本件ファイナイト再保険契約の終了により[]からアイルランド子会社に支払われるE A B繰入額及びE A B加算額について、原告が選択する適宜の時期に、適宜の金額を原告に返還する旨の合意をした事実はない。

また、法人税は個々の法人を課税単位として課税されるのであり、原告とアイルランド子会社は別個の法人としてそれぞれ存在しているのであるから、本件E L C再保険契約と本件ファイナイト再保険契約の不可分一体性、あるいはアイルランド子会社が導管であり利益の受け皿であるというような法人税法に根拠のない曖昧な理由によって、本件E L C再保険料の損金該当性が、原告が当事者となっていない本件ファイナイト再保険契約の再保険料の損金該当性の判断に影響されたり、本件ファイナイト再保険契約の一定部分が原告の益金となることはあり得ない。

エ したがって、原告がアイルランド子会社に掛捨ての保険料として支払った本件E L C再保険料は全額が損金に該当し、また、E A B加算額相当額が原告の益金となることはない。

(2) 争点(2) (重加算税賦課決定処分の適法性) について

(被告の主張)

原告は、ファイナイト再保険料が税務当局から損金と認められない可能性が高いことを認識しながら、税負担を回避する目的でアイルランド子会社に本件ファイナイト再保険契約を締結させており、当初から所得を過少に申告することを意図していた。また、原告は、あえてアイルランド子会社を受け皿として介在させて、本件E L C再

保険契約、本件ファイナイト再保険契約を締結するという複雑でわかりにくい租税回避スキームを意図的に構築し、税務調査においても調査担当者に虚偽あるいはあいまいな回答をするなどして、所得を過少に申告する意図を外部からもうかがい得る特段の行動をしていた。さらに、原告は、所得を過少に申告する意図に基づき、各事業年度の確定申告をした。以上の事実からすれば、原告の行為は国税通則法68条1項の「隠ぺい」又は「仮装」行為に当たるといふべきであり、重加算税賦課決定処分は適法である。

(原告の主張)

本件E L C再保険契約、本件ファイナイト再保険契約は、租税回避を意図して複雑な取引を構築したなどというものではなく、原告に所得を過少に申告する意図はなく、原告が税務当局の担当者に対して虚偽ないしあいまいな回答をしたことはないのであって、原告の行為は、国税通則法68条1項の「隠ぺい」又は「仮装」に当たらず、重加算税賦課決定処分は違法である。

(3) 争点(3) (過少申告加算税賦課決定処分の適法性) について

(被告の主張)

平成11年3月期の更正処分は、航空プール保険に関する運用収益の計上漏れがあることも理由として、平成13年3月期の更正処分は、航空プール保険に関する運用収益の計上漏れがあること及び損金の額に算入することができない交際費等があることも理由としてそれぞれ行われたものであり、これらは過少申告加算税の対象となるから、上記各事業年度の過少申告加算税賦課決定処分は適法である。

(原告の主張)

平成11年3月期の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分は、除斥期間の3年間(平成16年法律第14号による改正前の国税通則法70条1項)を経過してされた違法なものである。

また、平成13年3月期に航空プール保険に関する運用収益の計上漏れと、損金の額に算入することができない交際費等があることは認めるが、過少申告加算税額は争う。

第3 争点に対する判断

1 争点(1) (本件E L C再保険料のうちのE A B繰入額相当部分の損金該当性及びE A B加算額相当額の益金該当性) について

(1) 前記争いのない事実等のとおり、本件E L C再保険契約は、原告を出再者、アイルランド子会社を受再者とする契約であり、また、本件ファイナイト再保険契約は、アイルランド子会社を出再者、[]を受再者とする契約である。そして、それぞれの契約の当事者となっている法人が、それぞれの設立国の法令に従って有効に設立された法人であることも当事者間に争いはない。そうすると、本件E L C再保険契約と本件ファイナイト再保険契約は、少なくとも法形式上、それぞれ別個の当事者間における、異なる内容を有する契約である。

【判示(1)】

そして、そもそも租税法は、経済活動ないし経済現象を課税の対象としているところ、経済活動ないし経済現象は、第一次的には私法によって規律されているものであり、租税法律主義の目的である法的安定性を確保するためには、課税は、原則として

私法上の法律関係に即して行われるべきことになると解される。もとより、税負担を回避ないし軽減することを目的として行われる行為が、たとえば偽装行為であったり通謀虚偽表示であって、外形上存在するようにみえる意思の合致が実際には存在しないと判断されるような場合などには、その行為が不存在又は無効であることを前提として課税が行われるべきであり、そのような場合には、税負担の回避ないし軽減の効果は生じないことになる。

この点につき、被告は、本件E L C再保険契約と本件ファイナイト再保険契約は、相互に密接に関連した不可分一体のものとして、原告の税負担の繰延べや回避等を目的として行われたものであり、アイルランド子会社は、原告が直接に本件ファイナイト再保険契約を締結せずにメリットを享受するための「受け皿」又は「導管」にほかならないと主張する。この受け皿ないし導管ということの法的な意味は必ずしも明らかではないが、仮に、本件E L C再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約が、経済的取引としての合理性を欠くものであって、専ら租税回避等の目的によって作出されたものであるならば、その法形式による真の合意の存在や有効性には疑問が生じ得るが、それらの契約に経済的取引としての合理性が肯認できるのであれば、そのような法形式を選択した当事者の意思に基づく法律関係を前提として課税がされるべきことになる。

そこで、まず、本件E L C再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約が、原告が企図した企業向け地震保険の再保険として、経済的取引としての合理性を欠くものであるか否かを検討する。

- (2) 原告が企業向け地震保険の引受けを開始した経緯や原告が検討した地震保険の保険リスク分散の手法等について検討するに、前記争いのない事実等、各末尾に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 企業向け地震保険は、政府による再保険制度が存在せず、大規模な地震が発生した場合には巨額の保険金の支払いにより経営の健全性が損なわれるおそれがあったことなどから、原告を含む我が国の損害保険会社は、企業向け地震保険の引受けに躊躇していた。しかし、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震を契機に、企業の地震リスクの管理に関心が高まったことや、保険市場の自由化を受けて平成8年末に我が国に事務所を開設することを予定していた英国のF保険組合が我が国において企業向け地震保険の引受けを行うと報じられたことなどから、原告は、それまでの方針を変更し、平成9年1月28日の経営会議で、企業向け地震保険の本格的な引受けをすることを正式に決定した。(甲12の1、2、甲13の1ないし3、甲16、20、21、58、乙証人)

イ

[Redacted text block]

[REDACTED]

(甲 2 1、3 1、5 8、乙証人)

(ア) [REDACTED]

[REDACTED] (甲 3 1、5 8)

(イ) [REDACTED]

a [REDACTED]

58、乙15、乙証人)

1. *Journal of Management Studies*, 1997, 34, 1, 1-15.

114

[Redacted]

[Redacted] (甲 20、58)

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

ウ [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[REDACTED]

[REDACTED]

■（甲5の1ないし3、甲6の1ないし3、14、16、20、21、25、26、31、58、乙15、18、乙証人）

- (3) 以上の事実が認められるところ、これらの事実によれば、まず、原告とアイルランド子会社との間の本件E L C再保険契約は、企業向け地震保険を引き受けるに当たり、原告自身でリスク引受けができる部分以外の保険リスクを、再保険等によって移転するための方法の1つとして選択されたものであると認められる。

そして、本件E L C再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約が対象とする上記の損害額■から■までの部分は、かなり大規模の地震による損害を填補するものであるが、■程度の複数年度であればある程度の発生予測が可能であることから、適切な保険料を定めることによって損害額■以下の部分に次いで収益が期待できる部分であり、原告は自らリスク引受けができないことから再保険に出再するものの、できるだけ収益を確保するために再保険先を原告グループ会社として支払保険料を原告グループ内に留保し、他方で、保険事故が発生した場合にも、受再者の原告グループ会社が、巨額の保険金支払費用の計上によって収支が著しく悪化することを避けるため、その原告グループ会社が、企業会計ないし税務上、保険として認められている国においてさらにファイナイト型再保険契約を締結することによって、保険事故が発生した場合には同再保険契約の受再者からの保険金支払により原告グループ会社の収支の悪化を防ぐと共に、できる限り原告グループ会社から外部への支払保険料が流出しないようにすることを企図して、原告が、ファイナイト再保険契約が保険として認められているアイルランドにおいて設立したアイルランド子会社との間で本件E L C再保険契約を締結し、さらにアイルランド子会社が■との間で本件ファイナイト再保険契約を締結したことには、損害保険会社である原告が、保険事故が生じた場合にグループ会社を含めて単年度決算収支の著しい悪化を回避しつつ、利益を最大にすることを目的として採用したスキームとして十分に経済的な合理性が認められる。

【判示(2)】

そうすると、本件E L C再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約等によって原告らが行った法律上の行為には経済的な合理性があり、これらが専ら租税回避等の目的で外形を作出したものにすぎないと認めることは到底できないのであるから、本件においては、原告らが行った法律行為に従った法的効果が生じると解すべきである。

【判示(3)】

(4) これに対し、被告は、本件ファイナイト再保険契約に係る再保険料のうち、E A B繰入額の性質は預け金であるところ、原告は、アイルランド子会社に対し、本件E L C再保険契約の再保険料の名目で金員を支払い、そのうちのE A B繰入額相当部分の金員を本件ファイナイト再保険契約を利用してアイルランド子会社にファンドとして積み立てさせ、原告とアイルランド子会社との間で本件E L C再保険契約を締結する際に、このファンド部分を、原告が選択する適宜の時期に、適宜の金額を原告に返還する旨の本件返還合意し、原告に還流させていたのであるから、本件E L C再保険契約の再保険料名目で支出した金員のうちのE A B繰入額相当部分の損金該当性は、本件ファイナイト再保険料のE A B繰入額の損金該当性の判断に従うべきであると主張する。

たしかに、本件ファイナイト再保険契約の再保険料のうちのE A B繰入額は、預け金としての性格を有するものとも解し得るが、前記のとおり、本件E L C再保険契約及び本件ファイナイト再保険契約を中心とする一連のスキームは、原告が、保険事故が生じた場合にグループ会社を含めて単年度決算収支の著しい悪化を回避しつつ、利益を最大にすることを目的として採用したものであるから、そもそも本件ファイナイト再保険契約とは、全く異なる当事者間における全く異なる内容の契約である本件E L C再保険契約に基づいて原告が支払った金員の損金該当性について、本件ファイナイト再保険契約に基づいて支出された金員の損金該当性と全く同一に判断しなければならない理由はない。

また、原告とアイルランド子会社との間で、被告主張のような本件返還合意が明示的にされたことを認めるに足る証拠はなく、また、黙示の本件返還合意についても、証拠（甲17、乙3ないし6、25）によれば、アイルランド子会社は、平成8年12月に設立されて以降、原告及び原告の子会社であった香港のD（D社）がグループ内会社から引き受けていた再保険契約を順次引き受け、[REDACTED]時点では、[REDACTED]の再保険契約を引き受けて[REDACTED]（日本円で[REDACTED]）の当期利益を上げていることが認められるから、アイルランド子会社に資金需要があることも十分に想定されるのであって、アイルランド子会社が原告の100パーセント子会社であるからといって直ちに、本件E L C再保険契約の際に原告とアイルランド子会社との間で、黙示の本件返還合意がされたと推認することはできない。そして、そもそもアイルランド子会社は原告の100パーセント子会社であるから、あえて被告主張のような本件返還合意をしなくとも、本件ファイナイト再保険契約の契約期間が終了し、アイルランド子会社に[REDACTED]から金員が支払われた後、各社の資金需要等を踏まえて、原告とアイルランド子会社が個別に合意したり、利益配当するなどして、資金を原告に移動することも實際上十分に可能であるから、本件E L C再保険契約締結時に、予め本件返還合意をする必要性は乏しいといえるべきであり、他に、原告とアイルランド子会社が、本件E L C契約締結時に、黙示の

本件返還合意をしたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、この点についての被告の主張は理由がない。

- 【判示(4)】 (5) また、被告は、原告が、税金のかからない「第2の異常危険準備金」の創設という目的を達成するため、アイルランド子会社をあえて介在させて本件各契約を行ったものであり、経済取引としての合理性が認められないと主張する。

この点、証拠（甲4の1、2、甲5の1ないし3、甲6の1ないし3、14、16、17、21、31、38の2、58、乙25、43）及び弁論の全趣旨によれば、たしかに原告がアイルランド子会社に本件E L C再保険料を支払い、アイルランド子会社が[]に本件ファイナイト再保険料を支払い、契約期間中無事故の場合には、[]がアイルランド子会社にE A B繰入額とE A B加算額の累積額を支払い、これをアイルランド子会社で留保すれば同国の法人税（本件ファイナイト再保険契約開始当時で26パーセント）の課税を受けるにとどまるのであって、原告が支払った本件E L C再保険料のうちのE A B繰入額相当部分が日本の法人税等（本件ファイナイト再保険契約開始当時で45パーセント）の課税を受けることなく、日本より税率の低いアイルランドで留保されている状態になることになることと認められる。そして、証拠（甲14、16、17、乙25、39ないし43）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件ファイナイト再保険契約が終了し、[]からアイルランド子会社に金員が支払われる場合には、原告がアイルランド子会社に法定の異常危険準備金ではないいわゆる「第2の異常危険準備金」としての機能を有する金員を留保でき、また、アイルランド子会社には我が国の租税特別措置法66条の6第1項のいわゆるタックスヘイブン対策税制が適用されないため、日本で上記金員を留保するよりも税務上のメリットがあることを認識していたことが認められる。

しかしながら、原告が、アイルランド子会社に本件ファイナイト再保険契約を締結させたのは、前記のとおり、ファイナイト型再保険契約は、日本では会計処理ないし税務上保険として扱われるかどうか不明確であったが、アイルランドでは保険として扱われていたことから、保険事故発生の際にファイナイト型再保険契約に基いてアイルランド子会社が受領する保険金を収益として扱うことができ、それゆえにアイルランド子会社の単年度決算収支及び原告グループ会社の単年度連結決算収支が著しく悪化することを避けるという経済的合理性のある目的を達成するためであったと認められるのであって、専ら租税を回避する目的で行ったものと解することはできない。

また、そもそも保険業法116条、保険業法施行規則70条に基づき異常災害に備えて積み立てることを義務付けられている異常危険準備金は、これを当期末処分利益から利益処分によって積み立てる場合には、商法上株主総会による決議を経る必要がある（平成17年法律第87号による改正前の商法283条1項4号）、積立額が法定され（保険業法施行規則70条）、積立金を損金算入できる金額も限定されている（租税特別措置法57条の5）などの制約があり、また、取り崩しについても異常災害損失が現実には生じた場合に限定されていることから、原告が、そうした厳しい制約がない自由な「第2の異常危険準備金」をアイルランド子会社において留保し、異常

災害発生時等に生じ得る原告及び原告グループ会社の資金需要に応じて機動的な対応をすることを企図したとしても、それ自体経済的な合理性が認められるのであって、非難されるべきことではない。そして、アイルランド子会社には、我が国の租税特別措置法66条の6第1項のいわゆるタックスヘイブン対策税制が適用されないため、原告グループ社にとっては、日本でこれを保留するよりも税務上のメリットがあるとしても、それはいわゆるタックスヘイブン対策税制の適用がない以上当然の結果であって、それ自体は何ら違法の問題は生じない。

(6) 小括

以上によれば、原告とアイルランド子会社との間の本件E L C再保険契約及びアイルランド子会社と[REDACTED]との間の本件ファイナイト再保険契約は、それぞれ異なる法人間の異なる内容の契約であるところ、これらの契約内容にはそれぞれ経済的な合理性が認められるのであって、これらの契約が、専ら租税回避等の目的で法的な外形を作出したものであると認めることはできないから、当事者が選択した当該法形式に基づく法律関係を前提として課税がされるべきことになる。

【判示(5)】

そうすると、本件E L C再保険契約に基づきアイルランド子会社に支払った掛捨ての再保険料は経費に該当し、その全額が損金の額に算入されると解すべきであり、また、本件ファイナイト再保険契約におけるE A B加算額が、当該契約の当事者ではない原告の益金に該当するということはないと解すべきである。

したがって、本件E L C再保険料のうち、本件ファイナイト再保険契約のE A B繰入額相当部分が損金に該当せず、かつ、E A B繰入額相当部分に係る運用収益であるE A B加算額相当額は原告の益金に該当するとして、処分行政庁が原告に対してした平成15年5月27日付けの更正処分は違法である。

【判示(6)】 2 争点(2) (重加算税賦課決定処分の適法性) について

各事業年度の重加算税賦課決定処分は、原告が本件E L C再保険料のうちのE A B繰入額相当部分が支払再保険料であるかのように装って損金の額に算入し、また、E A B加算額相当額を運用収益に計上せずに確定申告をしたことが、国税通則法68条1項所定の「隠ぺい」又は「仮装」に当たるとしてされたものであり、争点(1)についての当裁判所の判断のとおり、E A B繰入額相当部分は支払再保険料であって損金の額に算入することができるものであり、E A B加算額相当額は原告の益金に当たらないから、その余の点を判断するまでもなく、重加算税賦課決定処分は違法である。

3 争点(3) (過少申告加算税賦課決定処分の適法性) について

【判示(7)】

(1) 平成11年3月期についての過少申告加算税賦課決定処分は、平成15年5月27日付で行われており、平成16年法律第14号による改正前の国税通則法70条1項2号所定の除斥期間を経過した後に行われたこと、すなわち、上記事業年度の確定申告書の提出期限から3年を経過した日以後に行われたものであることは明らかである。そして、本件では、争点(1)についての当裁判所の判断のとおり、原告が本件E L C再保険料を全額損金の額に算入したこと及びE L C加算額相当額を益金に計上しなかったことには誤りがなく、原告が同事業年度の確定申告書を提出したことにについて「偽りその他不正の行為」(国税通則法70条5項)があったとは認められないから、同項所定の7年の除斥期間が適用される場合に当たらない。

そうすると、上記過少申告加算税賦課決定処分は、上記３年の除斥期間が経過した後にはされたものであるから、全部違法である。

- (2) また、平成１３年３月期についての過少申告加算税賦課決定処分は、原告は、平成１３年３月期に航空プール保険に関する運用利益の計上漏れと、損金の額に算入することができない交際費等があることは認めているが、争点(1)についての当裁判所の判断に従って再計算をすると、過少申告加算税額が１５９万円となる（後記４の「当裁判所の認定」のとおり）から、過少申告加算税賦課決定処分は同額を超える部分が違法である。

４ 各事業年度の各処分の適法性について

(1) 平成１０年３月期

平成１０年３月期についての更正処分は、本件ＥＬＣ再保険料のうちのＥＡＢ繰入額相当部分が損金に該当せず、ＥＡＢ加算額相当額が原告の益金に該当することを理由としてされたものであるから違法である。

また、平成１０年３月期の法人税に係る重加算税賦課決定処分は全部違法である。

したがって、更正処分のうち、所得金額１１５４億８０３６万１３５８円、法人税額３６３億１５２３万２３００円（別表「本件各処分に関する経緯」の平成１０年３月期「更正処分等３」による「所得金額」欄、「納付すべき税額」欄の各金額）を超える部分は違法であり、上記事業年度の法人税に係る重加算税賦課決定処分は全部違法である。

(2) 平成１１年３月期

平成１１年３月期についての更正処分は、①本件ＥＬＣ再保険料のうちのＥＡＢ繰入額相当部分が損金に該当せず、ＥＡＢ加算額相当額が原告の益金に該当すること、②航空プール保険に関する運用収益の計上漏れがあることを理由にされたものであり、上記①を理由としてされた部分の更正処分は違法である。また、上記②を理由としてされた部分の更正処分も、前記３(1)と同様に、３年の除斥期間を経過して行われたものであり、７年の除斥期間が適用されるべき場合であるとはいえないから、上記②を理由としてされた部分の更正処分も違法である。

また、平成１１年３月期の法人税に係る重加算税賦課決定処分及び過少申告加算税賦課決定処分もいずれも全部違法である。

したがって、更正処分のうち、所得金額１４７０億１５０９万７１２８円、法人税額４２７億７５４３万３９００円（別表「本件各処分に関する経緯」の平成１１年３月期「更正処分等３」による「所得金額」欄、「納付すべき税額」欄の各金額）を超える部分が違法である。また、上記事業年度の法人税に係る過少申告加算税及び重加算税賦課決定処分はいずれも全部違法である。

(3) 平成１２年３月期

平成１２年３月期についての更正処分は、①本件ＥＬＣ再保険料のうちのＥＡＢ繰入額相当部分が損金に該当せず、ＥＡＢ加算額相当額が原告の益金に該当すること、②航空プール保険に関する運用収益の計上漏れがあること及び損金の額に算入することができない交際費等があることを理由としてされたものであり、上記①を理由としてされた部分の更正処分は違法である。他方、上記②の部分は航空プール保険の計

上漏れ及び交際費等を損金の額に算入できないことについて争いがないから、上記②を理由としてされた部分の更正処分は適法である。

したがって、上記更正処分は、欠損金額８５億５３６６万４６７２円、翌期に繰り越すべき欠損金額８５億５３６６万４６７２円を超える部分が違法である（別紙４「当裁判所の認定」のとおり）。

(4) 平成１３年３月期

平成１３年３月期についての更正処分は、①本件ＥＬＣ再保険料のうちのＥＡＢ繰入額相当部分が損金に該当せず、ＥＡＢ加算額相当額が原告の益金に該当すること、②航空プール保険に関する運用収益の計上漏れがあること及び損金の額に算入することを理由にされたものであり、上記①を理由としてされた部分の更正処分は違法である。他方、上記②の部分は航空プール保険の計上漏れ及び交際費等を損金の額に算入できないことについて争いがないから、上記②を理由としてされた部分の更正処分は適法である。

また、平成１３年３月期の法人税に係る重加算税賦課決定処分は全部違法であり、過少申告加算税賦課決定処分は、１５９万円を超える部分が違法である。

したがって、更正処分のうち、所得金額２５７億０４００万８０８２円及び納付すべき税額５億７８８７万４８００円を超える部分は違法であり、上記事業年度の法人税に係る重加算税賦課決定処分は全部違法であり、過少申告加算税賦課決定処分のうち１５９万円を超える部分が違法である（別紙４「当裁判所の認定」のとおり）。

第４ 結論

原告の請求のうち、平成１０年３月期及び平成１１年３月期の各事業年度に関する各処分の取消しを求めるもの並びに平成１３年３月期の法人税に係る重加算税賦課決定処分の取消しを求めるものは全部理由があるからいずれも認容し、平成１２年３月期及び平成１３年３月期の各事業年度の各更正処分並びに平成１３年３月期の法人税に係る過少申告加算税の取消しを求めるものは一部理由があるからいずれもその限度で認容し、原告のその余の請求は理由がないからいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担については、行政事件訴訟法７条、民事訴訟法６１条、６４条ただし書を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第３部

裁判長裁判官 定塚 誠

裁判官 中山 雅之

裁判官 佐々木 健二

別表

本件各処分に関する経緯

平成10年3月期

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	加算税額	加算税額の累計額
確定申告	平成10年7月31日	112,934,686,137	35,339,993,800	—	—
更正処分等 1	平成11年3月30日	115,344,813,944	36,264,401,800	重 過少 1,946,000 91,884,000	重 過少 1,946,000 91,884,000
更正処分等 2	平成12年6月30日	115,378,024,576	36,276,856,000	過少 1,245,000	重 過少 1,946,000 93,129,000
更正処分等 3	平成13年6月27日	115,480,361,358	36,315,232,300	過少 3,837,000	重 過少 1,946,000 96,966,000
更正処分等 5	平成15年5月27日	118,025,398,182	37,269,621,200	重 334,026,000	重 過少 335,972,000 96,966,000
審査請求	平成15年7月22日	115,480,361,358	36,315,232,300	—	重 過少 1,946,000 96,966,000
裁 決	平成17年7月20日	棄却			

平成11年3月期

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	加算税額	加算税額の累計額
確定申告	平成11年8月2日	145,495,206,184	42,246,027,000	—	—
更正処分等 2	平成12年6月30日	146,910,392,070	42,739,526,000	重 過少 3,213,000 48,430,000	重 過少 3,213,000 48,430,000
更正処分等 3	平成13年6月27日	147,015,097,128	42,775,433,900	過少 3,590,000	重 過少 3,213,000 52,020,000
更正処分等 5	平成15年5月27日	149,581,960,618	43,661,258,000	重 過少 309,690,500 98,000	重 過少 312,903,500 52,118,000
審査請求	平成15年7月22日	147,015,097,128	42,775,433,900	—	重 過少 3,213,000 52,020,000
裁 決	平成17年7月20日	棄却			

平成12年3月期

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	翌月へ繰り越す欠損金額
確定申告	平成12年7月31日	△10,320,740,452	10,320,740,452
更正処分等 3	平成13年6月27日	△8,579,944,994	8,579,944,994
更正処分等 5	平成15年5月27日	△5,850,411,871	5,850,411,871
審査請求	平成15年7月22日	△8,579,944,994	8,579,944,994
裁 決	平成17年7月20日	棄却	

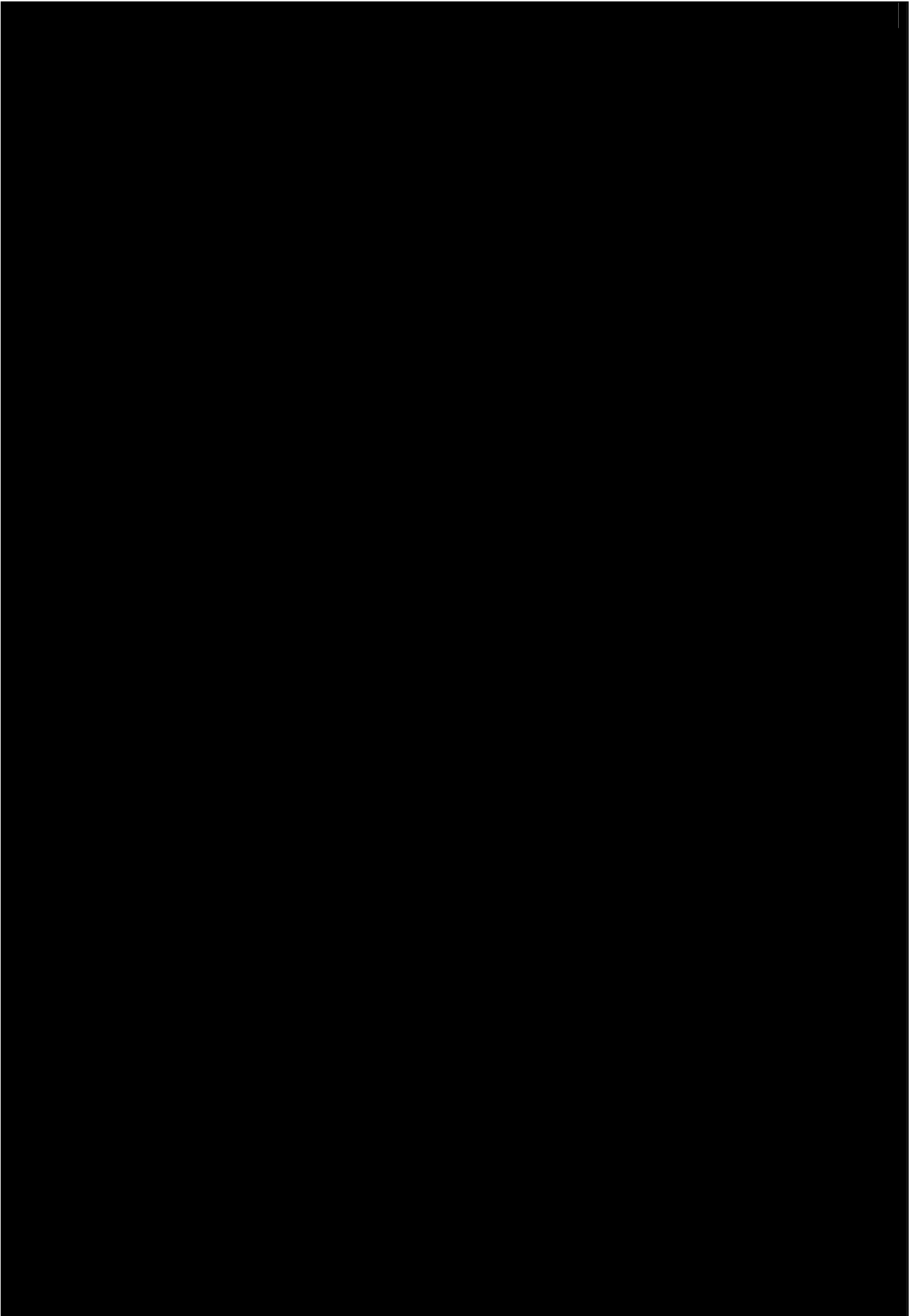
平成13年3月期

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	加算税額	加算税額の累計額
確定申告	平成13年7月31日	24,303,037,675	134,588,200	—	—
更正処分等 4	平成14年5月28日	25,704,008,082	562,968,800	過少 42,838,000	過少 42,838,000
更正処分等 5	平成15年5月27日	31,011,677,636	2,155,269,500	重 過少 551,694,500 1,602,000	重 過少 551,694,500 44,440,000
審査請求	平成15年7月22日	25,704,008,082	562,968,800	—	重 過少 0 42,838,000
裁 決	平成17年7月20日	棄却			

(注1) 各事業年度の「所得金額」欄記載の金額のうち、「△」は欠損金額である。

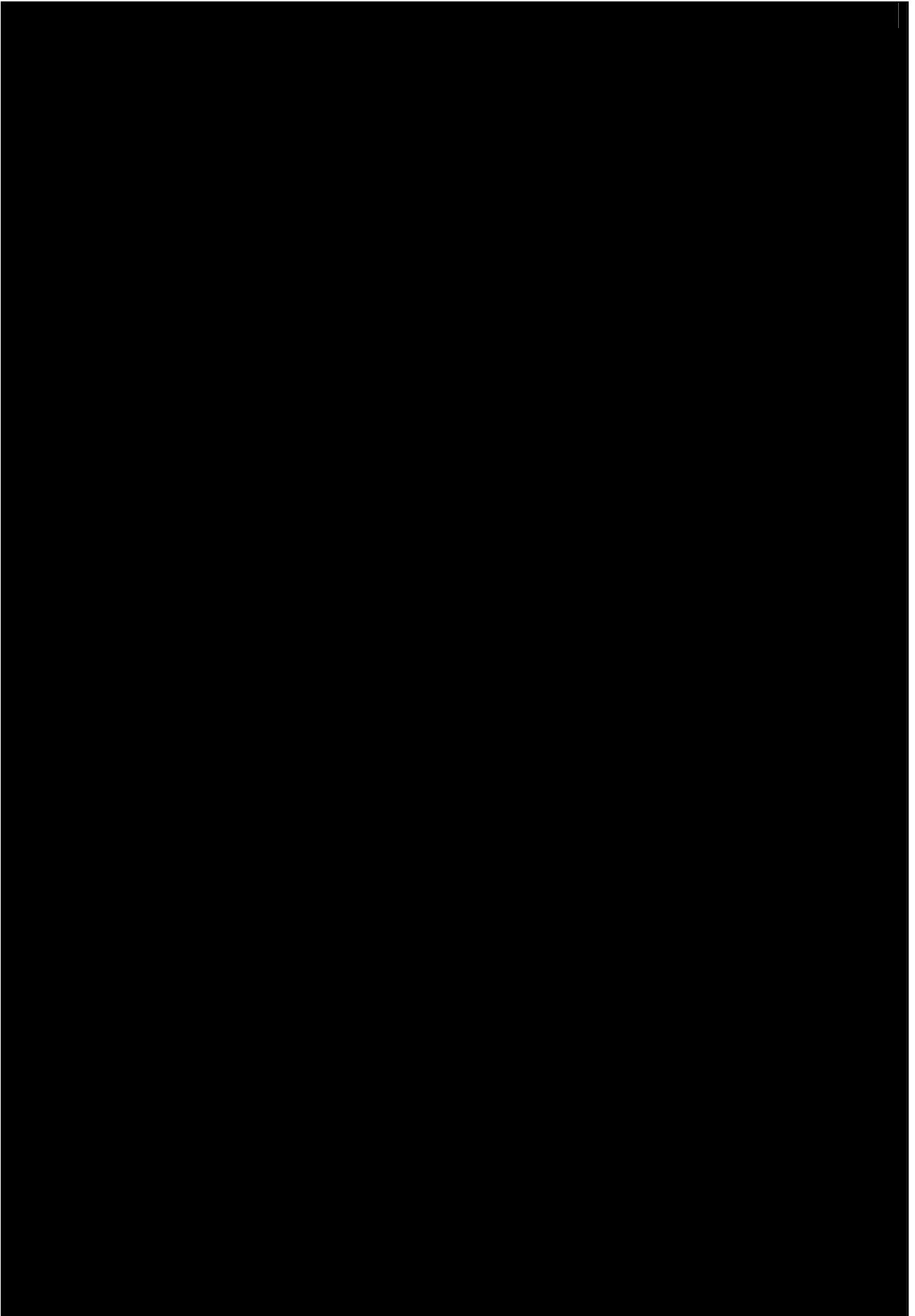
(注2) 各事業年度の「加算税額」欄及び「加算税額の累計額」記載の金額のうち、「重」は重加算税、「過少」は過少申告加算税である。

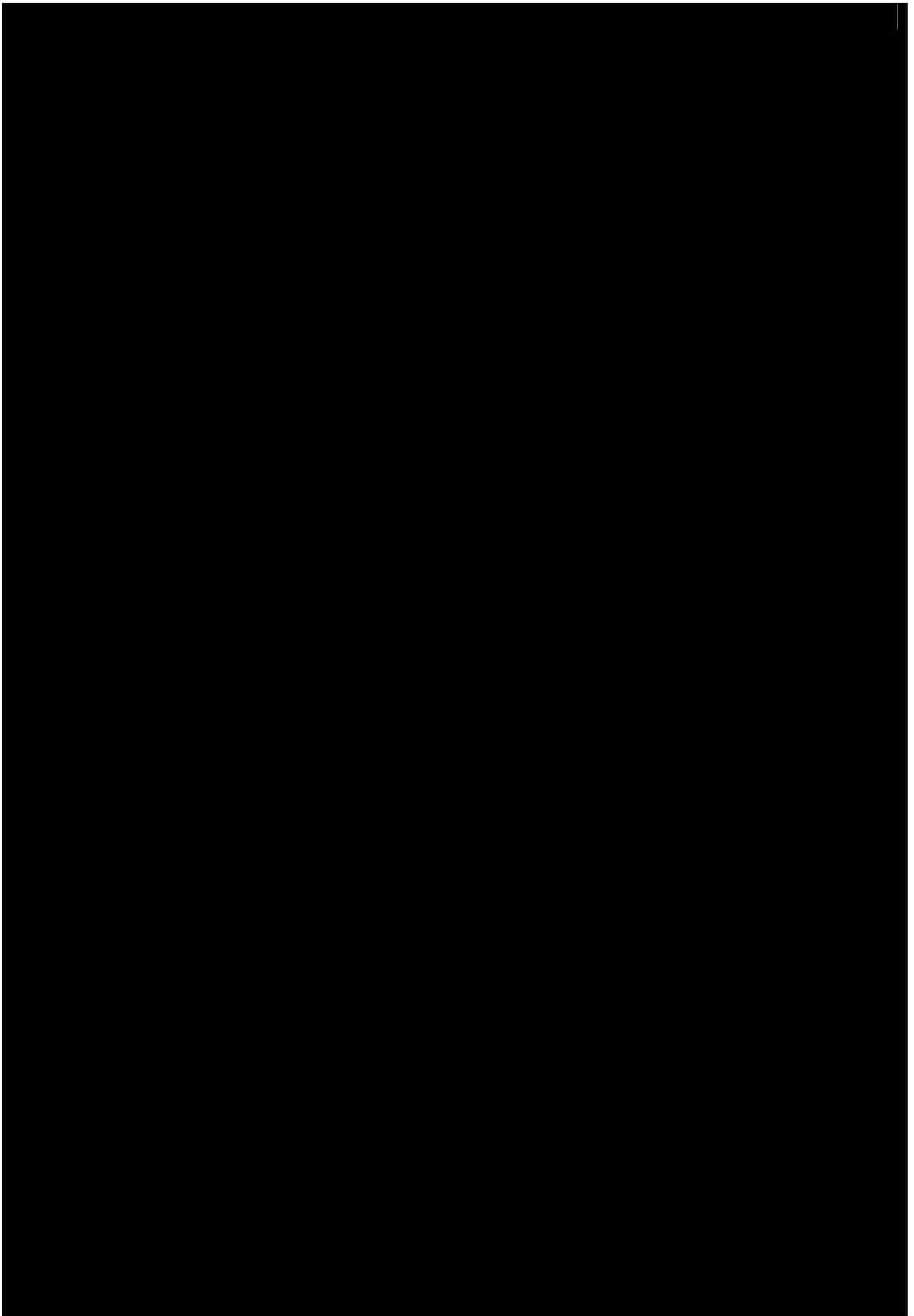


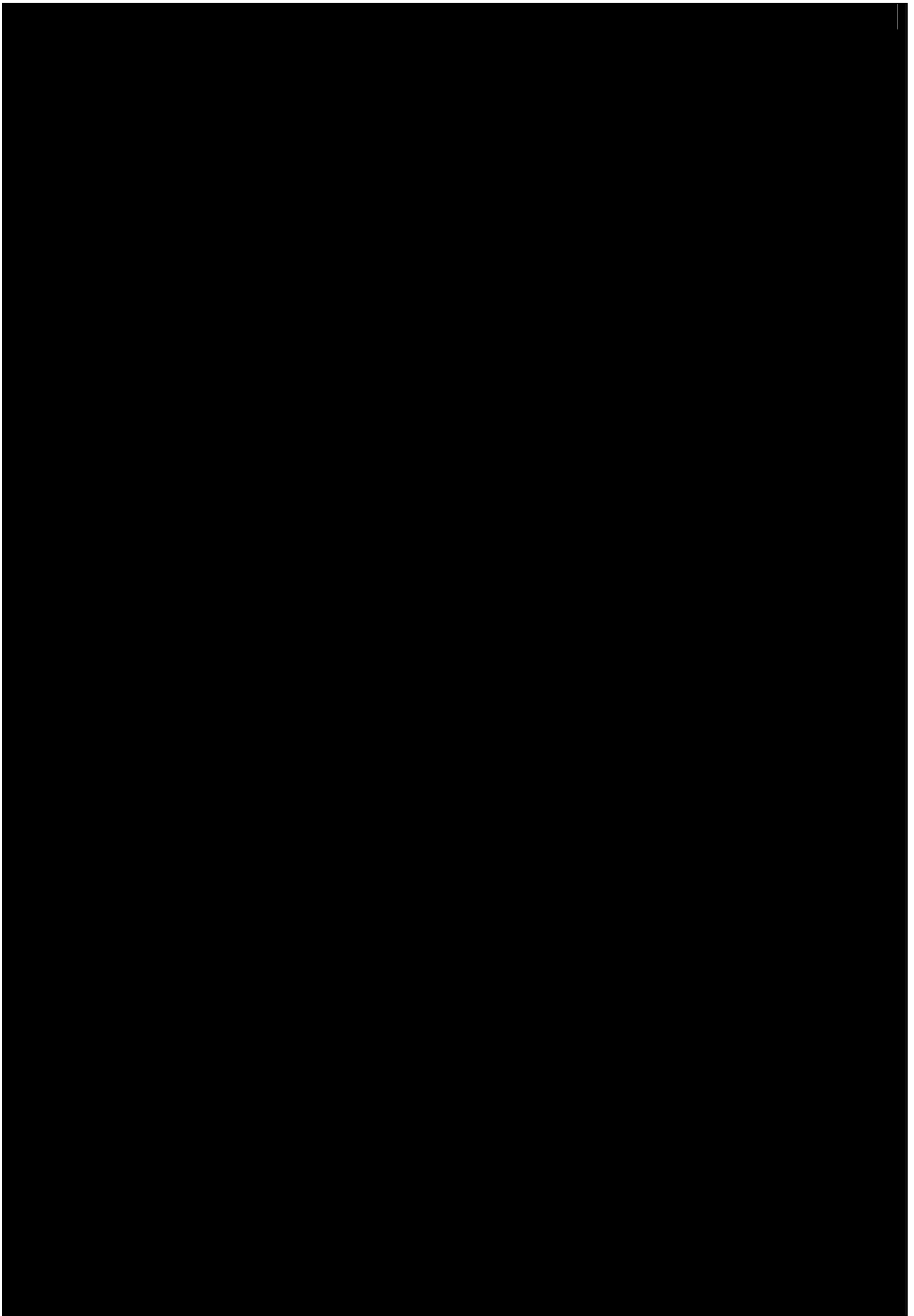


以上

(別紙2) 本件ファイナイト再保険契約の概要







以上

(別紙3) 各処分の根拠

1 本件各更正処分の根拠

(1) 平成10年3月期

ア 所得金額 1180億2539万8182円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を控除した金額である。

(ア) 原処分庁が平成13年6月27日付けでした原告の平成10年3月期の法人税に係る更正処分（以下「平成10年3月期更正処分3」という。）における所得金額

1154億8036万1358円

上記金額は、平成10年3月期更正処分3における平成10年3月期の法人税に係る所得金額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額

上記金額は、次のaないしdの各金額の合計額である。

a 支払再保険料過大計上額

上記金額は、原告が平成9年4月30日に支払再保険料に計上したのうちの預け金に相当する金額であり、資産勘定に計上すべきところ支払再保険料に仮装され過大に計上されていたものである。

b 雑収入計上漏れ額

1210万8085円

上記金額は、上記aの預け金の残高に係る運用収益の合計金額であり、益金の額から除外されていたものである。

c 雑損失過大計上額

5万7694円

上記金額は、損金の額に算入される控除対象外消費税等（法人税法施行令139条の4。以下同じ。）について、上記bの雑収入を課税資産の譲渡等の対価の額に含めた上で再計算したことにより減少した控除対象外消費税等の金額であり、過大に損金の額に算入されていたものである。

d 繰延消費税額等の損金算入限度超過額

7045円

上記金額は、繰延消費税額等の当期損金算入限度額（法人税法施行令139条の4。以下同じ。）について、上記bの雑収入を課税資産の譲渡等の対価の額に含めた上で再計算したことにより増加した繰延消費税額等の損金算入限度超過額である。

(ウ) 所得金額から減算すべき金額

異常危険準備金積立限度超過額の益金算入過大額

上記金額は、損金の額に算入される異常危険準備金積立金限度額（租税特別措置法（以下「措置法」という。）57条の5（平成11年法律87号改正前のもの）を、上記(イ)aの支払再保険料のうち過大に計上されていた金額を支払再保険料から控除した上で再計算したことにより減少した異常危険準備金積立限度超過額であり、過大に益金の額に算入されていたものである。

イ 所得金額に対する法人税額

442億5952万4250円

上記金額は、前記アの所得金額（国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に法人税法66条に規定する税率を乗じて計算した金額である。

ウ 課税土地譲渡利益金額に対する税額

1805万0700円

上記金額は、土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する法人税額（措置法62条の3（平成10年法律23号改正前のもの））の金額であり、平成10年3月期の法人税の確定申告書（以下「平成10年3月期確定申告書」という。）に記載された金額と同額である。

エ 法人税額の特別控除額 881万8627円

上記金額は、措置法42条の5（平成10年法律23号改正前のもの）に規定する法人税額から控除される特別控除額の金額であり、平成10年3月期確定申告書に記載された金額と同額である。

オ 法人税額から控除される所得税額等 69億9913万5072円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の合計金額であり、原処分庁が平成11年3月30日付けでして、原告の平成10年3月期の法人税に係る更正処分における法人税額から控除される所得税額等の金額と同額である。

(ア) 法人税法68条に規定する法人税額から控除される所得税額等の金額

56億3955万2117円

(イ) 法人税法69条に規定する法人税額から控除される外国税額の金額

13億5958万2955円

カ 納付すべき税額 372億6962万1200円

上記金額は、前記イ及びウの各金額の合計金額から、前記エ及びオの各金額の合計金額を控除した金額（国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

キ 平成10年3月期更正処分3における納付すべき税額

363億1523万2300円

上記金額は、平成10年3月期更正処分3における納付すべき税額である。

ク 差引納付すべき税額 9億5438万8900円

上記金額は、前記カの金額から前記キの金額を差し引いた金額であり、平成10年3月期更正処分により新たに納付することとなった法人税額である。

(2) 平成11年3月期

ア 所得金額 1495億8196万0618円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を控除した金額である。

(ア) 原処分庁が平成13年6月27日付けでして原告の平成11年3月期の法人税に係る更正処分（以下「平成11年3月期更正処分3」という。）における所得金額

1470億1509万7128円

上記金額は、平成11年3月期更正処分3における平成11年3月期の法人税に係る所得金額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額

上記金額は、次のaないしfの各金額の合計額である。

a 支払再保険料過大計上額

上記金額は、原告が平成10年4月30日に支払再保険料に計上した

のうち預け金に相当する金額であり、資産勘定に計上すべきところ支払再保険料に仮装され過大に計上されていたものである。

b 雑収入計上漏れ額

3180万0612円

上記金額は、上記 a の預け金の残高 [REDACTED] に係る運用収益の合計金額であり、
益金の額から除外されていたものである、

c 雑収入計上漏れ額 174万2320円

上記金額は、[REDACTED] を Holding Company とする航空プール保険における原告の持分の預け金に付された運用収益の合計金額である。

d 雑損失過大計上額 36万5422円

上記金額は、損金の額に算入される控除対象外消費税等について、上記 b 及び c の雑収入を課税資産の譲渡等の対価の額に含めた上で再計算したことにより減少した控除対象外消費税等の金額であり、過大に損金の額に算入されていたものである。

e 繰延消費税額等の損金算入限度超過額 1007円

上記金額は、繰延消費税額等の当期損金算入限度額について、上記 b 及び c の雑収入を課税資産の譲渡等の対価の額に含めた上で再計算したことにより増加した繰延消費税額等の損金算入限度超過額である。

f 繰延消費税額等繰入限度超過額の損金算入過大額 1万4091円

上記金額は、前期から繰り越された繰延消費税等の繰入限度超過額を再計算したことにより減少した繰延消費税等の繰入限度超過額の損金算入額であり、過大に損金の額に算入されていたものである。

(ウ) 所得金額から減算すべき金額 [REDACTED]

異常危険準備金積立限度超過額の益金算入過大額 [REDACTED]

上記金額は、損金の額に算入される異常危険準備金積立金限度額（措置法57条の5（平成11年法律87号改正前のもの））について、上記(イ) a の支払再保険料のうち過大に計上された金額 [REDACTED] を支払再保険料から控除した上で再計算したことにより減少した異常危険準備金積立限度超過額であり、過大に益金の額に算入されていたものである。

イ 所得金額に対する法人税額 516億0577万6200円

上記金額は、前記アの所得金額に法人税法66条に規定する税率を乗じて計算した金額である。

ウ 法人税額の特別控除額 598万6438円

上記金額は、措置法42条の5（平成11年法律9号改正前のもの）に規定する法人税額から控除される特別控除額の金額であり、平成11年3月期の法人税の確定申告書（以下「11年3月期確定申告」という。）に記載された金額と同額である。

エ 法人税額から控除される所得税額等 79億3853万1675円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の合計金額である。

(ア) 法人税法68条に規定する法人税額から控除される所得税額等の金額

52億6865万4451円

(イ) 法人税法69条に規定する法人税額から控除される外国税額の再計算後の金額

26億6987万7224円

オ 納付すべき税額 436億6125万8000円

上記金額は、前記イの金額から前記ウ及びエの各金額を差し引いた金額である。

カ 平成11年3月期更正処分3における納付すべき税額

427億7543万3900円

上記金額は、平成11年3月期更正処分3における納付すべき税額である。

キ 差引納付すべき税額 8億8582万4100円

上記金額は、前記オの金額から前記カの金額を差し引いた金額であり、平成11年3月期更正処分により新たに納付することとなった法人税額である。

(3) 平成12年3月期

ア 欠損金額 58億5041万1871円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を控除した金額である。

(ア) 原処分庁が平成13年6月27日付けでした原告の平成12年3月期の法人税に係る更正処分（以下「平成12年3月期更正処分3」という。）における欠損金額

85億7994万4994円

上記金額は、平成12年3月期更正処分3における平成12年3月期の法人税に係る欠損金額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額

上記金額は、次のaないしhの各金額の合計額である。

a 支払再保険過大計上額

上記金額は、原告が平成11年5月31日に支払再保険料に計上したのうち預け金に相当する金額であり、資産勘定に計上すべきところ支払再保険料に仮装され過大に計上されていたものである。

b 雑収入計上漏れ額

1358万0742円

上記金額は、上記aの預け金の残高に係る運用収益の合計金額であり、益金の額から除外されていたものである。

c 雑収入計上漏れ額

2385万8682円

上記金額は、をHolding Companyとする航空プール保険における原告の持分の預け金に付された運用収益の合計金額2407万1070円から、為替換算損の合計金額21万2388円を控除した金額である。

d 交際費等の損金不算入額

214万6915円

上記金額は、原告が会議費として経理処理していた金額のうち、取引先との飲食費として費消した214万6915円を支出交際費等の額に含めて交際費等の損金不算入額（措置法61条の4。以下同じ。）を再計算したことにより増加した交際費等の損金不算入額である。

e 雑損失過大計上額

42万8499円

上記金額は、損金の額に算入される控除対象外消費税等について、上記b及びcの雑収入を課税資産の譲渡等の対価の額に含めた上で再計算したことにより減少した控除対象外消費税等の金額であり、過大に損金の額に算入されていたものである。

f 繰延消費税額等の損金算入限度超過額

1220円

上記金額は、繰延消費税額等の当期損金算入限度額について、上記b及びcの雑収入を課税資産の譲渡等の対価の額に含めた上で再計算したことにより増加した繰延消費税額等の損金算入限度超過額である。

g 繰延消費税額等繰入限度超過額の損金算入過大額

1万6106円

上記金額は、前期から繰り越された繰延消費税等の繰入限度超過額を再計算したことによ

り減少した繰延消費税等の繰入限度超過額の損金算入額であり、過大に損金の額に算入されていたものである。

h 異常危険準備金積立限度超過額の取崩し益計上漏れ額 1億5659万5962円

上記金額は、異常危険準備金積立限度超過額について、平成10年3月期更正処分及び平成11年3月期更正処分において所得金額から減算された、異常危険準備金積立限度超過額の益金算入過大額を含めた上で再計算したことにより増加した異常危険準備金積立限度超過額の取崩し益である。

(ウ) 所得金額から減算すべき金額

異常危険準備金積立限度超過額の益金算入過大額

上記金額は、損金の額に算入される異常危険準備金積立金限度額（措置法57条の5（平成11年法律87号改正前のもの））について、上記(イ)aの支払再保険料のうち過大に計上された金額を支払再保険料から控除した上で再計算したことにより減少した異常危険準備金積立限度超過額であり、過大に益金の額に算入されていたものである。

イ 翌期へ繰り越す欠損金額 58億5041万1871円

上記金額は、翌期以降の事業年度において損金の額に算入される欠損金額（法人税法57条）である。

(4) 平成13年3月期

ア 所得金額 310億1167万7636円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を控除した金額である。

(ア) 原処分庁が平成14年5月28日付けでした原告の平成13年3月期の法人税に係る更正処分（以下「平成13年3月期更正処分4」という。）における所得金額

257億0400万8082円

上記金額は、平成13年3月期更正処分4における平成13年3月期の法人税に係る所得金額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額

上記金額は、次のaないしhの各金額の合計額である。

a 支払再保険料過大計上額

上記金額は、原告が平成12年4月30日に及び同年6月30日にを支払再保険料に計上した金額の合計金額のうち、原告の預け金に相当する金額であり、資産勘定に計上すべきところ支払再保険料に仮装され過大に計上されていたものである。

b 雑収入計上漏れ額 1817万2560円

上記金額は、上記aの預け金の残高に係る運用収益の合計金額であり、益金の額から除外されていたものである。

c 雑収入計上漏れ額 2453万3341円

上記金額は、をHolding Companyとする航空プール保険における原告の持分の預け金に付された運用収益の合計金額2113万6773円と、為替換算益の合計金額339万6568円を合計した金額である。

d 交際費等の損金不算入額 195万8785円

上記金額は、原告が会議費として経理処理していた金額のうち、取引先との飲食費として費消した195万8785円を支出交際費等の額に含めて交際費等の損金不算入額を再計算したことにより増加した交際費等の損金不算入額である。

e 雑損失過大計上額 45万6413円

上記金額は、損金の額に算入される控除対象外消費税等について、上記b及びcの雑収入を課税資産の譲渡等の対価の額に含めた上で再計算したことにより減少した控除対象外消費税等の金額であり、過大に損金の額に算入されていたものである。

f 繰延消費税額等の損金算入限度超過額 1749円

上記金額は、繰延消費税額等の当期損金算入限度額について、上記b及びcの雑収入を課税資産の譲渡等の対価の額に含めた上で再計算したことにより増加した繰延消費税額等の損金算入限度超過額である。

g 繰延消費税額等繰入限度超過額の損金算入過大額 1万8546円

上記金額は、前期から繰り越された繰延消費税等の繰入限度超過額を再計算したことにより減少した繰入限度超過額の損金算入額であり、過大に損金の額に算入されていたものである。

h 繰越欠損金額の損金算入過大額 27億2953万3123円

上記金額は、当期の損金の額に算入される前期から繰り越された欠損金額58億5041万1871円（前記(3)イ）と、平成13年3月期の法人税の確定申告において既に損金の額に算入されている欠損金額85億7994万4994円との差額であり、過大に損金の額に算入されていたものである。

(ウ) 所得金額から減算すべき金額

異常危険準備金積立限度超過額の益金算入過大額

上記金額は、損金の額に算入される異常危険準備金積立金限度額（措置法57条の5（平成13年法律7号による改正前のもの））について、上記(イ)aの支払再保険料のうち過大に計上されていた金額を支払再保険料から控除した上で再計算したことにより減少した異常危険準備金積立限度超過額であり、過大に益金の額に算入されていたものである。

イ 所得金額に対する法人税額 93億0350万3100円

上記金額は、前記アの所得金額に法人税法66条に規定する税率を乗じて計算した金額である。

ウ 法人税額から控除される所得税額等 71億4823万3558円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の合計金額であり、平成13年3月期更正処分4における法人税額から控除される所得税額等の金額と同額である。

(ア) 法人税法68条に規定する法人税額から控除される所得税額等の金額

52億1537万4047円

(イ) 法人税法69条に規定する法人税額から控除される外国税額等の金額

19億3285万9511円

エ 納付すべき税額 21億5526万9500円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を差し引いた金額である。

オ 平成13年3月期更正処分4における納付すべき税額 5億6296万8800円

上記金額は、平成13年3月期更正処分4における納付すべき税額である。

カ 差引納付すべき税額

15億9230万0700円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を差し引いた金額であり、平成13年3月期更正処分により新たに納付することとなった法人税額である。

- 2 本件各過少申告加算税賦課決定処分及び本件各重加算税賦課決定処分の根拠本件各更正処分に伴って賦課されるべき重加算税の額及び過少申告加算税の額は、それぞれ、以下のとおりである。

(1) 平成10年3月期

原告は、平成10年3月期の法人税の課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき平成10年3月期確定申告書を提出していたことから、国税通則法68条1項の規定に基づき、過少申告加算税の計算の基礎となるべき税額（国税通則法施行令28条1項の規定により計算した金額を控除した税額。以下「重加算税対象税額」という。）に係る過少申告加算税に代え、重加算税対象税額に100分の35を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、平成10年3月期更正処分に伴って賦課されるべき重加算税の額は、重加算税対象税額9億5436万4500円から1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額（国税通則法118条3項）に100分の35の割合（国税通則法68条1項に規定する割合。以下同じ。）を乗じて算出した金額3億3402万6000円である。

(2) 平成11年3月期

ア 重加算税

原告は、平成11年3月期の法人税の課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき平成11年3月期確定申告書を提出していたことから、国税通則法68条1項の規定に基づき、重加算税対象税額に係る過少申告加算税に代え、重加算税対象税額に100分の35を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、平成11年3月期更正処分に伴って賦課されるべき重加算税の額は、重加算税対象税額8億8483万5600円から1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額（国税通則法118条3項）に100分の35の割合を乗じて算出した金額3億0969万0500円である。

イ 過少申告加算税

平成11年3月期更正処分に伴って賦課されるべき過少申告加算税の額は、平成11年3月期更正処分に係る通知書の「差引納付すべき法人税額」欄（20欄）に記載された8億8582万4100円から上記アの重加算税対象税額8億8483万5600円を控除した金額98万円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額9万8000円である。

(3) 平成13年3月期

ア 重加算税

原告は、平成13年3月期の法人税の課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を仮装し、その仮装したところに基づき平成13年3月期の法人税の確定申告書を提出していたことから、国税通則法68条1項の規定に基づき、重加算税対象税額に係る過少申告加算税に代え、重加算税対象税額に100分の35を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

したがって、平成13年3月期更正処分に伴って賦課されるべき重加算税の額は、重加算税対象税額15億7627万4700円から1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額（国税通則

法１１８条３項）に１００分の３５の割合を乗じて算出した金額５億５１６９万４５００円である。

イ 過少申告加算税

平成１３年３月期更正処分に伴って賦課されるべき過少申告加算税の額は、平成１３年３月期更正処分に係る通知書の「差引納付すべき法人税額」欄（２０欄）に記載された１５億９２３０万０７００円から上記アの重加算税対象税額１５億７６２７万４７００円を控除した金額１６０２万円（国税通則法１１８条３項の規定により１万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に、１００分の１０の割合を乗じて算出した金額１６０万２０００円である。

以上

(別紙4) 当裁判所の認定

1 平成12年3月期

更正処分について

ア 欠損金額

85億5366万4672円

上記金額は、次の(ア)の欠損金額に(イ)の所得金額を加算したものである。

(ア) 原処分庁が平成13年6月27日付けでした原告の平成12年3月期の法人税に係る更正処分（以下「平成12年3月期更正処分3」という。）における欠損金額

85億7994万4994円

上記金額は、平成12年3月期更正処分3における平成12年3月期の法人税に係る欠損金額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額

2628万0322円

上記金額は、次のaないしdの各金額の合計額である。

a 雑収入計上漏れ額

2385万8682円

上記金額は、[REDACTED]をHolding Companyとする航空プール保険における原告の持分の預け金に付された運用収益の合計金額2407万1070円から、為替換算損の合計金額21万2388円を控除した金額である。

b 交際費等の損金不算入額

214万6915円

上記金額は、原告が会議費として経理処理していた金額のうち、取引先との飲食費として費消した214万6915円を支出交際費等の額に含めて交際費等の損金不算入額（措置法61条の4。以下同じ。）を再計算したことにより増加した交際費等の損金不算入額である。

c 雑損失過大計上額

27万3945円

上記金額は、損金の額に算入される控除対象外消費税等について、上記aの雑収入を課税資産の譲渡等の対価の額に含めた上で再計算したことにより減少した控除対象外消費税等の金額であり、過大に損金の額に算入されていたものである。

d 繰延消費税額等の損金算入限度超過額

780円

上記金額は、繰延消費税額等の当期損金算入限度額について、上記aの雑収入を課税資産の譲渡等の対価の額に含めた上で再計算したことにより増加した繰延消費税額等の損金算入限度超過額である。

イ 翌期へ繰り越す欠損金額

85億5366万4672円

上記金額は、翌期以降の事業年度において損金の額に算入される欠損金額（法人税法57条）である。

2 平成13年3月期

(1) 更正処分について

ア 所得金額

257億5702万8448円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算した金額である。

(ア) 原処分庁が平成14年5月28日付けでした原告の平成13年3月期の法人税に係る更正処分（以下「平成13年3月期更正処分4」という。）における所得金額

257億0400万8082円

上記金額は、平成13年3月期更正処分4における平成13年3月期の法人税に係る所得金

額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額 5302万0366円

上記金額は、次のaないしfの各金額の合計額である。

a 雑収入計上漏れ額 2453万3341円

上記金額は、[REDACTED]をHolding Companyとする航空プール保険における原告の持分の預け金に付された運用収益の合計金額2113万6773円と、為替換算益の合計金額339万6568円を合計した金額である。

b 交際費等の損金不算入額 195万8785円

上記金額は、原告が会議費として経理処理していた金額のうち、取引先との飲食費として費消した195万8785円を支出交際費等の額に含めて交際費等の損金不算入額を再計算したことにより増加した交際費等の損金不算入額である。

c 雑損失過大計上額 24万5418円

上記金額は、損金の額に算入される控除対象外消費税等について、上記aの雑収入を課税資産の譲渡等の対価の額に含めた上で再計算したことにより減少した控除対象外消費税等の金額であり、過大に損金の額に算入されていたものである。

d 繰延消費税額等の損金算入限度超過額 940円

上記金額は、繰延消費税額等の当期損金算入限度額について、上記aの雑収入を課税資産の譲渡等の対価の額に含めた上で再計算したことにより増加した繰延消費税額等の損金算入限度超過額である。

e 繰延消費税額等繰入限度超過額の損金算入過大額 1560円

上記金額は、前期から繰り越された繰延消費税等の繰入限度超過額を再計算したことにより減少した繰入限度超過額の損金算入額であり、過大に損金の額に算入されていたものである。

f 繰越欠損金額の損金算入過大額 2628万0322円

上記金額は、当期の損金の額に算入される前期から繰り越された欠損金額85億5366万4672円(前記1イ)と、平成13年3月期の法人税の確定申告において既に損金の額に算入されている欠損金額85億7994万4994円との差額であり、過大に損金の額に算入されていたものである。

イ 所得金額に対する法人税額 77億2710万8400円

上記金額は、前記アの所得金額に法人税法66条に規定する税率を乗じて計算した金額である(国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨て)。

ウ 法人税額から控除される所得税額等 71億4823万3558円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の合計金額であり、平成13年3月期更正処分4における法人税額から控除される所得税額等の金額と同額である。

(ア) 法人税法68条に規定する法人税額から控除される所得税額等の金額

52億1537万4047円

(イ) 法人税法69条に規定する法人税額から控除される外国税額の金額

19億3285万9511円

エ 納付すべき税額 5億7887万4800円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を差し引いた金額である（国税通則法１１８条１項の規定により１０００円未満の端数金額を切り捨て）。

オ 平成１３年３月期更正処分４における納付すべき税額 ５億６２９６万８８００円

上記金額は、平成１３年３月期更正処分４における納付すべき税額である。

カ 差引納付すべき税額 １５９０万６０００円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を差し引いた金額である。

(2) 過少申告加算税について １５９万００００円

上記(1)カの１５９０万６０００円を国税通則法１１８条３項の規定により１万円未満の端数金額を切り捨て、これに１００分の１０の割合を乗じて算出した金額である。

以上